

I 調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

茨城県常住人口調査は、国勢調査の間における市町村ごとの人口及び世帯数の移動状況を明らかにするため、「茨城県常住人口調査規則」(後記)に基づき、毎月市町村から報告を得て推計している。この報告書は、このうち平成12年の結果について取りまとめたものである。

(1) 推計方法

この調査は、国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月、住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき届け出のあった出生、死亡、転入、転出者数及び世帯の増減数を加えて推計している。10月1日には国勢調査が実施されており、1～9月までは平成7年国勢調査人口を、11月以降は平成12年国勢調査速報人口を基礎にして推計している。(茨城県常住人口調査規則第8条)

調査項目の詳細については、同規則第5条(調査事項)を参照されたい。

また、年齢別人口については、市町村、男女、年齢(3区分、5歳、各歳)別人口を、平成7年国勢調査による出生の年月別人口を基礎とし、これに毎月住民基本台帳及び外国人登録原票の増減数を出生年月毎に加えて平成12年7月1日現在で推計したものである。

(2) 集計事項及び公表体系

[刊行物として公表しているもの]

周 期	刊 行 物 名	公 表 期 日	集 計 事 項
毎月 (1日現在)	「茨城県の人口と世帯(推計)」 (月報)	翌月10日	1 每月1日現在市町村別世帯数 2 每月1日現在市町村及び男女別人口 3 前月中の市町村別人口動態 (人口増加、出生、死亡、転入及び転出者数)*1
毎年 (暦年)	「茨城県の人口 —常住人口調査結果報告書—」 (年報)	翌年3月末	本書であり集計事項は目次及び統計表欄等を参照されたい。 年齢別人口は、0～14歳、15～64歳、65歳以上の3区分別に掲載している。*2

* 1 10月1日に国勢調査が実施されており、10月1日現在の人口は公表された国勢調査速報人口を用いている。両者には、調査方法、調査対象の把握の仕方に違いがあり、9月1日と10月1日との間の数値に連続性がないため、10月月報には9月中の人口動態は掲載していない。

* 2 平成12年年報については、10月1日に実施された国勢調査の年齢別人口集計が完了していないため、7月1日現在の数字を掲載してある。

[閲覧により公表しているもの] * 1

周 期	公 表 内 容	公 表 期 日	集 計 事 項
毎月	月別集計に関するもの *2	翌月10日 (月報と同時)	1 従前の住所地(県内市町村、都道府県)別転入者数 2 転出先の住所地(県内市町村、都道府県)別転出者数 3 年齢(5歳階級、4階層)別移動状況 (出生、死亡、転入、転出者数)
四半期毎	年齢別人口に関するもの (1月、4月、7月) *2	翌月10日 (2月、5月、8月) *2	年齢各歳別人口 (各歳は0~99歳まで表章)

* 1 市町村及び男女別に集計し、県統計課において閲覧に供している。

* 2 月別集計及び年齢別人口については、当該市町村に対して、四半期毎に送付している。

平成12年10月の年齢別人口は、国勢調査結果の集計が完了していないため、公表していない。

(3) 茨城県常住人口調査規則

〔昭和45年4月1日〕
茨城県規則第28号

改正 昭和55年9月29日規則第66号

改正 平成12年3月13日規則第11号

(趣 旨)

第1条 この規則は、国勢調査の間における市町村ごとの人口及び世帯の移動状況を明らかにし、各種行政施策上の基礎資料を得るため、茨城県統計調査条例(昭和36年茨城県条例第16号)の規定に基づき常住人口調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において「世帯」とは、住居及び生計をともにする者の集り又は独立して住居を維持する単身者をいう。

(調査期間)

第3条 常住人口調査は、毎月その月の1日から末日までの期間について行う。

(調査の対象)

第4条 常住人口調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者
- (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録原票に登録されている者

(調査事項)

第5条 常住人口調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 末日の性別推計人口及び推計世帯数
- (2) 性別出生者数
- (3) 性別及び年齢別の死亡者数
- (4) 性別、年齢別及び従前の住所地別の転入者数
- (5) 性別、年齢別及び転出先の住所地別の転出者数
- (6) 世帯の増減数

(報告表の作成)

第6条 知事は、毎月の常住人口調査の結果を、翌月15日までに、別に定める茨城県常住人口調査報告表（以下「報告表」という。）により取りまとめるものとする。

(結果の公表)

第7条 知事は、報告表により、市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、その結果を公表する。年間の結果についても同様とする。

(人口等の推計の基礎)

第8条 常住人口調査による人口及び世帯数の推計は、最近の国勢調査の結果を基礎にして行うものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年規則第66号）

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則（平成12年規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 利用上の注意

平成12年10月に国勢調査が行われ、その結果（速報値）が総務庁から公表（平成12年12月22日総務庁告示第183号）されたため、茨城県常住人口調査規則（昭和45年茨城県規則第28号）第8条の規定に基づき、平成12年10月1日現在の人口及び世帯数は国勢調査結果速報の数値を用いている。したがって、平成12年10月1日以後の人口及び世帯数の数値は、平成12年国勢調査の結果（速報値）が基礎となっている。確報値は平成13年10月頃公表される予定であり、速報値とは異なる場合もある。

また、国勢調査と常住人口調査との間には、調査の方法や調査対象の把握に違いがあることから、9月1日現在の常住人口調査人口と10月1日現在の国勢調査速報人口との間には連続性がないものとなっている。

このため、平成12年中の人口動態は把握できないこととなるが、利用者の利便性を考慮して、住民基本台帳及び外国人登録原票上の移動人口を集計し参考までに掲載した。したがって、この人口動態の数値を平成12年1月1日現在の数値に加減しても平成13年1月1日現在の数値にならないことに注意を要する。なお、人口動態に関する数値は昭和55年以前は外国人を含めず別掲しているが、昭和56年以降はそれぞれの動態に含めてある。

（1）用語の説明

- ア 出生者…市町村長が出生届又は出生の通知により住民票に記載した者及び外国人登録票に基づく出生の届出により登録申請を受け登録原票に記載した者。
- イ 死亡者…市町村長が死亡届又は死亡の通知により住民票から消除した者及び外国人登録法に基づく死亡の届出により外国人登録証明書が返納された者。
- ウ 転入者…市町村長が住民基本台帳法に基づく転入届により住民票に記載した者及び同法に基づき職権で住民票に記載した者並びに外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により登録証明書に住所を記入した者及び入国の届出により外国人登録原票に記載した者。

- エ 転出者…市町村長が住民基本台帳法に基づく転出届により住民票から消除した者及び同法に基づき職権により住民票から消除した者並びに外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により新住所地の市町村長に登録原票を送付した者及び外国人出入国通知書に記載された者。
- オ 増加数及び増加率等の算出方法

人口增加数=自然増加数+社会増加数

$$\text{人口増加率} (\%) = \frac{\text{人口増加数}}{12\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 100$$

$$\text{性比} = \frac{\text{男子人口}}{\text{女子人口}} \times 100$$

自然増加数=出生者数-死亡者数

$$\text{自然増加率} (\%) = \frac{\text{自然増加数}}{12\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 100$$

$$\text{出生率} (\%) = \frac{\text{出生者数}}{12\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} (\%) = \frac{\text{死亡者数}}{12\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 1,000$$

社会増加数=転入者数-転出者数

$$\text{社会増加率} (\%) = \frac{\text{社会増加数}}{12\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 100$$

移動数=転入者数+転出者数

$$\text{移動率} (\%) = \frac{\text{移動数}}{12\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 100$$

注) 比率が相互に一致しない場合があるのは四捨五入によるものである。

(2) 社会増加の推計方法

県の社会増加の推計方法にはふたつの方法がある。ひとつは、県内市町村間の転入・転出者数には差し引き増減がないものとして取り扱い、他県との間の転入・転出者数との差のみを捉えて、県人口を計算する方法である(下記Aによる方法)。総務省統計局などではこの方法を採用しているが、この方法では、県内市町村間の転入・転出は同数として把握することとなり、現実には転入及び転出届のずれなどがあるため、市町村別人口の積み上げ数字が県人口と一致しなくなる。

もうひとつは、県人口を市町村別人口の合計と一致させるため、市町村別増加数を積み上げて計算する方法である。(下記Bの方法)。茨城県常住人口調査ではこの方法を採用している。

$$A \quad \text{県社会増加数} = \text{県外からの転入者数} - \text{県外への転出者数}$$

$$B \quad \text{県社会増加数} = \Sigma (\text{市町村別増加数} = \text{市町村外からの転入者数} - \text{市町村外への転出者数})$$

(3) 住民基本台帳による人口及び世帯数との相違

第一に、本調査による人口及び世帯数が、基礎としている国勢調査に準拠して外国人を含む総

人口であるのに対し、住民基本台帳による人口及び世帯数は、日本人のみである。

第二に、国勢調査では、3ヶ月以上そこに住んでいるか又は住むことになっている人を調査の対象としているのに対し、住民基本台帳人口は、あくまでも台帳に登録されている人の数である。例えば、3ヶ月以上入院している人の扱いや登録地と実際の居住地が必ずしも一致していない場合もあり、実態としては若干異なる結果となっている。

世帯数については、国勢調査では、昭和55年から会社等の寮は1人1世帯とし、学生寮や施設については1棟1世帯としているのに対し、住民基本台帳では全て1人1世帯としているなど定義上も若干異なっており、本調査では必要上両者の違いを無視して推計しているので、利用については留意されたい。

(4) 人口動態統計による出生及び死者数

人口動態統計（保健福祉部所管）では、出生及び死者数について、当該年1月1日から翌年1月14日までに届け出られたもののうち当該年に発生した数をとりまとめる、いわゆる発生主義をとっているのに対し、本調査では早期集計の立場から、当該年（月）中に届け出られたものをその年（月）の数とするいわゆる届出主義をとっている。発生日と届出日のずれなどから両者の数は一致していない。

(5) 使用記号

— 0または該当数値のないもの

0,0,0,0 該当数値が掲載単位未満

… 不詳

△ 負数

(6) 県内地域区分

県北地域； 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 ひたちなか市 那珂郡 久慈郡
多賀郡

県央地域； 水戸市 笠間市 東茨城郡 西茨城郡

鹿行地域； 鹿嶋市 鹿島郡 行方郡

県南地域； 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 稲敷郡 新治郡
筑波郡 北相馬郡

県西地域； 古河市 下館市 結城市 下妻市 水海道市 岩井市 真壁郡 結城郡 猿島郡